

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 令和2年度 第1四半期（4月～6月）

2 検査計画概要

分 類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	15	原則隔週 1 回	15	13 市町
果実類	1	原則隔週 1 回	1	1 市
きのこ・山菜類	3	週 2 回	127	25 市町
野生鳥獣肉	3	【イノシシ肉】 処理加工施設で処理 される全頭を検査	約 100	6 市町
		【シカ肉】 処理加工施設ごとに 四半期に 1 検体以上	6	6 市町
穀類	1	原則隔週 1 回	6	5 市町
水産物	28	週 30 検体	360	—
その他（茶）	1	原則隔週 1 回	1	1 市
小 計	51	—	約 616	
市場に流通している食品				
生鮮品または加工品	4	週 10 検体	80	/
計	55		約 696	

種類等	品目	検査の実施				備考
		4月	5月	6月	点数	
野菜類等	エダマメ			1	1	
	カブ	1			1	
	キュウリ	1			1	
	コマツナ		1		1	
	サヤインゲン	1			1	
	シントウ		1		1	
	ジャガイモ			1	1	
	スイートコーン		1		1	
	スイカ	1			1	
	ソラマメ		1		1	
	タマネギ	1			1	
	パセリ	1			1	
	ピーマン	1			1	
	ミツバ	1			1	
メロン			1	1		
果実類	ビワ			1	1	
穀類等	麦			6	6	
その他	茶			1	1	
		8	4	11	23	

# 令和2年度 農産物(野菜類・果実類・穀類・茶)の放射性物質検査計画

(第1四半期:4~6月)

令和2年3月25日  
安全農業推進課

## 1 目的

令和2年3月23日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(ガイドライン)では、本県産の農産物(野菜類、果実類、穀類、茶)は検査指定品目ではないが、自主的な検査としてガイドラインに則した方法により、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、放射性物質検査を実施する。

## 2 検査品目、検査対象市町村及び検体数

別添検査計画表のとおり

18品目・23点(8点/4月、4点/5月、11点/6月)

## 3 検査結果に基づく措置

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村等に対して、生産農家に出荷自粛を要請するよう依頼する。

市町村等は、関係団体等と連携し当該品目の出荷が行われないよう生産者及び生産者団体等に予め周知を図るよう依頼する。

## 4 サンプルング及び搬入スケジュール(変更の可能性あり)

令和2年度は、4月8日(水)搬入分より検査を実施する。4月8日(水)搬入分については、検査圃場を選定し、3月30日(月)までに、別紙報告様式(検査予定試料概要書)により、関係農業事務所を通じて安全農業推進課に報告する。

### (1) スケジュール

(搬入の前週) 月曜日	市町村：翌週の検査品目の試料概要書(別添)の提出 (関係農業事務所を通じて安全農業推進課へ提出)
(搬入する週) 月曜日 ※水曜日午前中に搬入すること	農業事務所・市町村等：サンプルング 農業事務所：指定場所・時間までに検査機関に搬入 (依頼表を添付し送付) 安全農業推進課へサンプルリストの提出
水曜日	検査機関：分析実施(国検査、県検査)
木曜日	検査結果の判明(検査機関の都合により変更の場合あり) 安全農業推進課：公表(予定)17:00~19:00

※ 安全農業推進課は、搬入の前週水曜日に農水省等へ要望書を送付する。また、搬入する週の火曜日に農水省へ依頼表を送付する。

※ 市町村は、当初の検査計画に変更が生じた場合、速やかに関係農業事務所へ報告する。農業事務所は安全農業推進課へ報告し検査の日程等の調整を図る。

(2) サンプルング方法

「食品（農産物等）の採取・送付手順（マニュアル）Ver4」

(3) 役割分担

① 検査機関の確保及び調整・・・・・・・・・・・・・・・・安全農業推進課

② 検体の採取地点（農家）等の選定・採取の立会い・・・・・・・・市町村

※ 検体採取地点の選定にあたっては、農業事務所及び農業協同組合等と連携して選定する。

③ 検体のサンプルング・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所

④ 検査機関への検体搬入・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所

(別添)

令和2年度 農産物(野菜類・果実類・穀類・茶)の放射性物質検査計画表(第1四半期4月～6月)

2020年3月25日

注1)検査機関の状況等により変更する可能性があります。

注2)日程の変更等が生じる場合は、速やかに関係農業事務所へ連絡して下さい。

搬入月日 (採取日は原則 搬入日前日)	地域	市町村	品目	予定 検体数	備考	
4月8日	(水)	東葛飾 8	野田市	ミツバ	1	
4月8日	(水)	香取 26	東庄町	カブ	1	
4月8日	(水)	長生 40	白子町	タマネギ	1	
合計				3		
4月22日	(水)	印旛 20	富里市	スイカ	1	
4月22日	(水)	海匝 28	旭市	キュウリ	1	
4月22日	(水)	海匝 28	旭市	パセリ	1	
4月22日	(水)	海匝 29	匝瑳市	ピーマン	1	
4月22日	(水)	君津 52	君津市	サヤインゲン	1	
合計				5		
5月13日	(水)	山武 31	山武市	ソラマメ	1	
合計				1		
5月27日	(水)	千葉 1	千葉市	コマツナ	1	
5月27日	(水)	海匝 28	旭市	シシトウ	1	
5月27日	(水)	山武 35	横芝光町	スイートコーン	1	
合計				3		
6月10日	(水)	千葉 1	千葉市	茶(一番茶)	1	
6月10日	(水)	東葛飾 8	野田市	エダマメ	1	
6月10日	(水)	東葛飾 8	野田市	六条大麦	1	
6月10日	(水)	海匝 27	銚子市	メロン	1	
6月10日	(水)	山武 34	芝山町	ジャガイモ	1	
6月10日	(水)	長生 42	長南町	小麦	1	
6月10日	(水)	安房 49	南房総市	ビワ	1	
合計				7		
6月24日	(水)	千葉 3	市原市	小麦	1	
6月24日	(水)	東葛飾 8	野田市	小麦	1	
6月24日	(水)	印旛 17	八街市	小麦	1	
6月24日	(水)	山武 35	横芝光町	小麦	1	
合計				4		

合計

23



## 令和2年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第1四半期)

### 1. 目的

「令和2年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

### 2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

- (1) モニタリング検査  
3品目、 98検体 (別紙、参照)
- (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査  
2品目、 29検体 (別紙、参照)

### 3. 検査結果に基づく措置

- (1) モニタリング検査  
市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。  
検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。
- (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査  
検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

### 4. サンプルング及び搬入スケジュール (変更の場合あり)

#### (1) スケジュール

検体送付日 (月・水) 休日の場合は翌日	<b>品目及び検体数の連絡(15時まで)</b> 市町村 (検体送付票 別紙様式) → 林業事務所・支所 → 森林課 → (※1 林野庁 →) 検査機関 <b>検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着))</b> 林業事務所・支所 → 検査機関
発送日翌日 (火・木) ただし、検査日は翌日以降の場合がある	<b>検査結果</b> 検査機関 → (※1 林野庁 →) 森林課 → 林業事務所・支所 → 市町村 ↓ 衛生指導課 → 厚生労働省

※1: 林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2: たけのこ1本検査を除く

#### (2) サンプルング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル) Ver4」のとおり

#### (3) 役割分担

- ① 検査機関の確保 . . . . . 森林課
- ② 検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い . . . . . 市町村
- ③ 検体採取、検体送付 . . . . . 林業事務所・支所

## 第1 四半期検査計画詳細

## 1 モニタリング検査

品目	検査市町村及び検体数	
野生のきのこ類・山菜類	たけのこ 計 83検体	<p><b>(北部林業事務所管内) 小計11検体</b> 出荷制限・出荷自粛解除済の市町村 芝山町 6 検体 (定期的検査 6) その他の市町村 神崎町、多古町、大網白里市、横芝光町、白子町 各 1 検体</p> <p><b>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計65検体</b> 出荷制限・出荷自粛解除済の市町村 八千代市 7 検体 (定期的検査 7) 船橋市 13 検体 (定期的検査 7、未検査竹林等 6) 流山市 7 検体 (定期的検査 7) 我孫子市 7 検体 (定期的検査 7) 印西市 7 検体 (定期的検査 7) 白井市 10 検体 (出荷前検査 3、定期的検査 7) 栄町 10 検体 (出荷前検査 3、定期的検査 7) その他の市町村 習志野市、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市 各 1 検体</p> <p><b>(中部林業事務所管内) 小計6検体</b> 出荷制限・出荷自粛解除済の市町村 木更津市 6 検体 (定期的検査 6)</p> <p><b>(南部林業事務所管内) 小計1検体</b> その他の市町村 御宿町 各 1 検体</p>
	原木きのこ類	<p><b>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計4検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 千葉市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) 成田市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) 佐倉市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) 印西市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1)</p> <p><b>(中部林業事務所管内) 小計2検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1) 富津市 1 検体 (一部解除後の定期的検査 1)</p>
	原木しいたけ (露地栽培) 計 6検体	<p><b>(北部林業事務所管内) 小計3検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 山武市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3)</p> <p><b>(中部林業事務所管内) 小計6検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3) 富津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3)</p>
	原木しいたけ (施設栽培) 計 9検体	
<b>合計</b>		<b>98検体</b>

※「令和2年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」で検査計画数の記載がない市町村でも、新たに出荷を希望する生産者を把握した場合は、同計画に関わらず、検査を行う。



## 2 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

品目		検査市町村及び検体数
原木きのこ類	原木しいたけ (露地栽培) 計 11検体	(中部林業事務所管内) 小計11検体 君津市 2 検体、富津市 9 検体
	原木しいたけ (施設栽培) 計 18検体	(中部林業事務所管内) 小計18検体 富津市 18 検体
合計		29検体

# 千葉県における令和2年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第1四半期）

令和2年3月31日  
農地・農村振興課

## 1 目的

令和2年3月23日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

## 2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

### (1) イノシシ肉

#### ① 検査対象施設 8施設

(茂原市1施設、大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、木更津市1施設、君津市3施設)

#### ② 検査頻度及び検体数 平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査

### (2) シカ肉又はキョン肉

#### ① 検査対象施設 8施設

(茂原市1施設、大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、木更津市1施設、君津市3施設)

#### ② 検査頻度及び検体数 検査対象施設合計で6検体

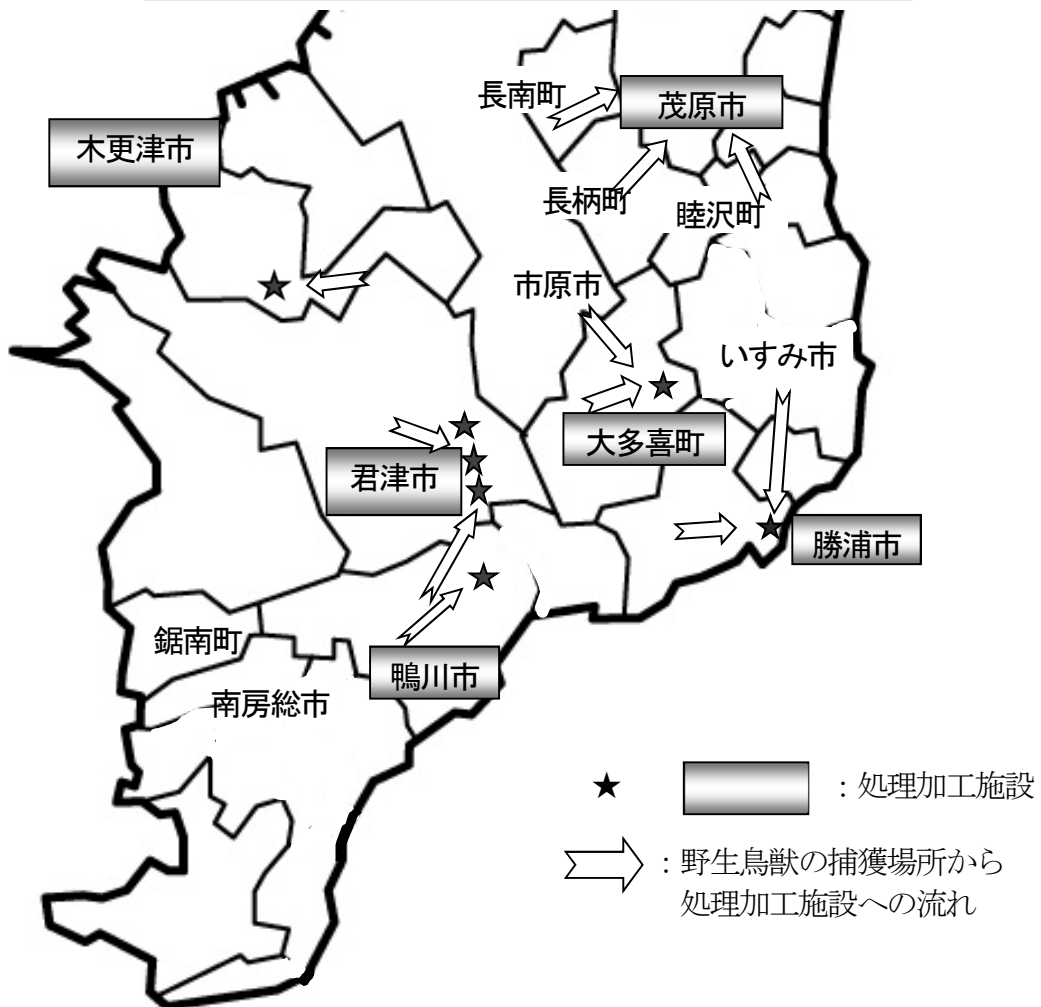
## 3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等

施設所在地	主な捕獲地	検査対象品目：検体数
茂原市	茂原市、睦沢町、長柄町、長南町、南房総市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
大多喜町	大多喜町・市原市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
勝浦市	勝浦市・いすみ市・鋸南町	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
鴨川市	鴨川市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
君津市	君津市、鴨川市、南房総市	イノシシ肉：全頭      シカ肉又はキョン肉 ：0～1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭
木更津市	木更津市	イノシシ肉：全頭      シカ肉：0～1頭

処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



【放射性セシウム検査数値（シカ肉）】

勝浦市	<u>43 Bq/kg</u> (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、 <u>22Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、不検出 (H28. 3. 15) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H28. 12. 1)、不検出 (H29. 3. 21) 不検出 (H29. 6. 20)、 <u>12Bq/kg</u> (H29. 9. 15)、不検出 (H29. 12. 12)、不検出 (H30. 3. 20)、 不検出 (H30. 6. 14)、不検出 (H30. 9. 13)、不検出 (H30. 12. 17)、不検出 (H31. 3. 15) 不検出 (R1. 6. 12)、不検出 (R1. 12. 10)、不検出 (R2. 3. 6)
鴨川市	<u>26 Bq/kg</u> (H24. 8. 16)、 <u>6. 6 Bq/kg</u> (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、 <u>20 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 6. 19) 不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H29. 9. 15)、 不検出 (H30. 3. 20)、不検出 (H30. 6. 14)、不検出 (H30. 9. 13)、 <u>8. 7Bq/kg</u> (H30. 12. 17) 不検出 (H30. 6. 14)、不検出 (H30. 9. 13)、不検出 (H30. 12. 17)、不検出 (H31. 3. 15) 不検出 (R1. 6. 12)、不検出 (R1. 12. 10)、不検出 (R2. 3. 6)
木更津市	不検出 (R1. 9. 10)、不検出 (R1. 12. 10)
君津市	<u>12 Bq/kg</u> (H24. 9. 19)、 <u>17 Bq/kg</u> (H24. 12. 18)、 <u>15Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、 <u>19Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 <u>27 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、 <u>28 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、 <u>13 Bq/kg</u> (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、 <u>14 Bq/kg</u> (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、 <u>8. 2 Bq/kg</u> (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 3. 23)、不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H27. 9. 17)、 <u>12 Bq/kg</u> (H27. 12. 9)、 <u>3. 8 Bq/kg</u> (H27. 12. 9)、不検出 (H28. 3. 15)、不検出 (H28. 6. 7) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、 <u>8. 6 Bq/kg</u> (H28. 12. 1)、不検出 (H28. 12. 1) 不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 6. 20)、不検出 (H29. 6. 20) <u>35Bq/kg</u> (H29. 9. 15)、不検出 (H29. 9. 15)、 <u>15Bq/kg</u> (H29. 12. 12)、 <u>5. 8Bq/kg</u> (H29. 12. 12) 不検出 (H29. 12. 12) 不検出 (H30. 3. 20) 不検出 (H30. 3. 20)、不検出 (H30. 6. 14)、 <u>9. 8Bq/kg</u> (H30. 6. 14)、不検出 (H30. 9. 13)、 <u>15 Bq/kg</u> (H30. 9. 13)、不検出 (H30. 12. 17)、 不検出 (H30. 12. 17)、不検出 (H31. 3. 15)、不検出 (H31. 3. 15) 不検出 (R1. 6. 12)、不検出 (R1. 9. 10)、不検出 (R1. 12. 10)、不検出 (R2. 3. 6)
大多喜町	不検出 (H29. 6. 20)

※ 括弧内は検査日

